

ずっと住み続けたいまち

山辺町職員採用【追加募集】

(令和7年度 山辺町職員採用試験【追加募集】 実施要領)



町長メッセージ「町職員を志しているみなさんへ」



わたしたちの山辺町では、町内外の皆様から「選ばれるまち」として、町の美力（魅力）を全国へ発信するために、元気で快活な新しい仲間を求めています。

共にまちづくりに取り組もうとする皆さんの果敢なチャレンジを期待します。

山辺町長 **安達 春彦**

○山辺町民憲章（昭和55年4月1日制定）

山辺町民憲章を次のとおり制定する。

私たちは、歴史と伝統に輝く緑と湖沼^{こしょう}のふるさと山辺の町民です。

私たちは、この豊かな郷土をさらに発展させるため、力を合わせて五つの目標の達成に努めます。

- 1 自然を愛し環境を整え、美しい町をつくりましょう。
- 2 心と体を鍛え、健康で明るい町をつくりましょう。
- 3 きまりを守り助け合い、住みよい町をつくりましょう。
- 4 産業を興し勤労を尊^{たつと}び、豊かな町をつくりましょう。
- 5 教養を深め、薫^{かお}り高い文化の町をつくりましょう。

令和7年度 山辺町職員採用試験【追加募集】 実施要領

【受験申込受付期間】 令和7年10月28日（火）～11月21日（金）（**必着**）
来庁の場合、平日の午前8時30分～午後5時15分。郵送でも可。

【第1次試験実施期日及び会場】

令和7年12月7日（日）山辺町役場 3階大会議室

1 試験区分、採用予定人員及び受験資格

試験区分	説明	採用予定人員	採用要件等
初級行政	一般行政事務に従事する職務	若干名	平成3年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた者で、採用された場合に山辺町役場庁舎から20km圏内に居住できる者。学歴不問。
保育士	保育行政事務に従事する職務	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた者で、かつ保育士の免許を有する者。採用された場合に山辺町役場庁舎から20km圏内に居住できる者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

①日本国籍を有しない者

②地方公務員法第16条に該当する者（欠格条項）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【若手職員メッセージ】

町民生活課住民係 下山田 航（採用2年目）



住民係に所属しており、証明書関係の窓口事務や住所異動、人口の集計などの業務に携わっています。職務の性質上、町民の方と接する機会が多く、窓口の種類は豊富で町民生活課の中でも随一です。入庁時は不安がありましたが、先輩や上司の方の助けもあり、達成感を得ることができる業務として、楽しく仕事をさせていただいております。また、環境も挑戦をすることが重要とされているため、自分自身の成長につなげやすいとても良い職場だと思います。来年の春に「山辺町役場」という温かい職場で、皆さんと一緒にやりがいがある仕事ができることを楽しみにしております。

2 試験科目とその内容

試 験	科 目	内 容
第 1 次	教養試験	【初級行政】【保育士】 時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する一般知能。 高校卒業程度
	専門試験	【保育士】 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります
第 2 次	口述試験	面接による人物、性格、理解力についての判定（個別）

3 試験時間等

試 験	科 目	時 間	摘 要
第 1 次	教養試験	午前 9 時 45 分～午前 11 時 45 分	
	適性検査	午後 0 時～午後 0 時 25 分 （説明を含む。）	
	専門試験	午後 1 時 30 分～午後 3 時	
	午前 9 時開場。午前 9 時 30 分までに着席のこと。 【当日持参するもの】 ① 受験票 ②HB の鉛筆（これ以外は使用できません。） ③ 消しゴム ④昼食（必要な方）		
第 2 次	口述試験	個人面談 1 人 20 分程度	
	日時や会場等は、第 1 次試験合格者へ通知します。		

4 受験手続

（1）受験申込書等の請求

受験申込書等は町総務課庶務係（役場庁舎 2 階）において交付するとともに、町ホームページへ掲載します。ホームページからダウンロードする場合は、感熱紙を除く白色の用紙（A 4 版）に印刷してください。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書等請求」と朱書のうえ、110 円切手を貼付した宛先記載の返信用封筒（長形 3 号）を必ず同封してください。郵送で請求する場合の送付先は次のとおりです。

〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地 山辺町役場 総務課 庶務係

(2) 受験申込方法及び受験票の交付

受験申込書及び受験票に必要事項を記入のうえ受験者本人の顔写真を貼り、町総務課庶務係へ直接提出するか郵送してください。受験申込要件を満たしている場合は、受験番号を付番した受験票を交付します。なお受験票の交付を郵送で申し込む場合は、110円切手を貼付した宛先記載の返信用封筒（長形3号）を必ず同封してください。

第1次試験に合格された場合は、第2次試験受験の際に次の書類を提出していただきます。

- ・住民票（1通）
- ・最終学歴の卒業（見込）証明書（1通）
- ・その他職種に応じて指定する書類等

5 合格発表

区 分	日 時	発 表 方 法
第1次試験	12月中旬頃	町役場前掲示板に合格者の番号を記載した告示文書を掲示するとともに、合否に関わらず受験者全員に通知書を送付します。
第2次試験	12月下旬頃	

第1次及び第2次試験の不合格者に対し、発表の日から1か月間、受験者本人の総合得点及び総合順位を口頭でお知らせします。郵送や電話等での請求はできません。受験者本人が本人であることを確認できる書類（合否通知書、受験票及び運転免許証等）を持参し、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に町総務課庶務係へ直接お越しのうえ、申し出てください。

6 採用方法

最終合格者は、令和8年4月1日に町職員として採用する予定です。

なお最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は採用辞退等が生じたときに成績順に採用を決定するものです。補欠合格者の名簿は令和8年3月31日まで有効とします。

7 給 与

「山辺町一般職の職員の給与に関する条例」及び関連する規則に基づいて支給されます。

- (1) この試験に合格し、大学新卒で採用された場合の初任給の額（給料月額）は次のとおりです。なお、各人の学歴又は職歴等によって初任給を調整します。

高校新卒の場合 189,700円

短大新卒の場合 203,200円

大学新卒の場合 216,200円

- (2) 上記のほか期末・勤勉・寒冷地・扶養・通勤・住宅の各手当が、支給要件に応じて支給されます。

8 福利厚生

- (1) 職員の共済（医療給付等）、貸付（住宅の取得、増改築のための資金貸付等）、退職手当制度があります。
- (2) 定期健康診断等の健康管理制度があります。

9 勤務時間及び休日

- (1) 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分です。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から31日までと1月2日及び3日）は、原則として勤務を要しない日となります。

10 休 暇

有給休暇として年間20日（採用年度は15日）の年次有給休暇が付与されるほか、傷病による場合の病気休暇や夏季休暇等があります。

※ 問い合わせ先

（平日 午前8時30分～午後5時15分）

山辺町役場 総務課 庶務係

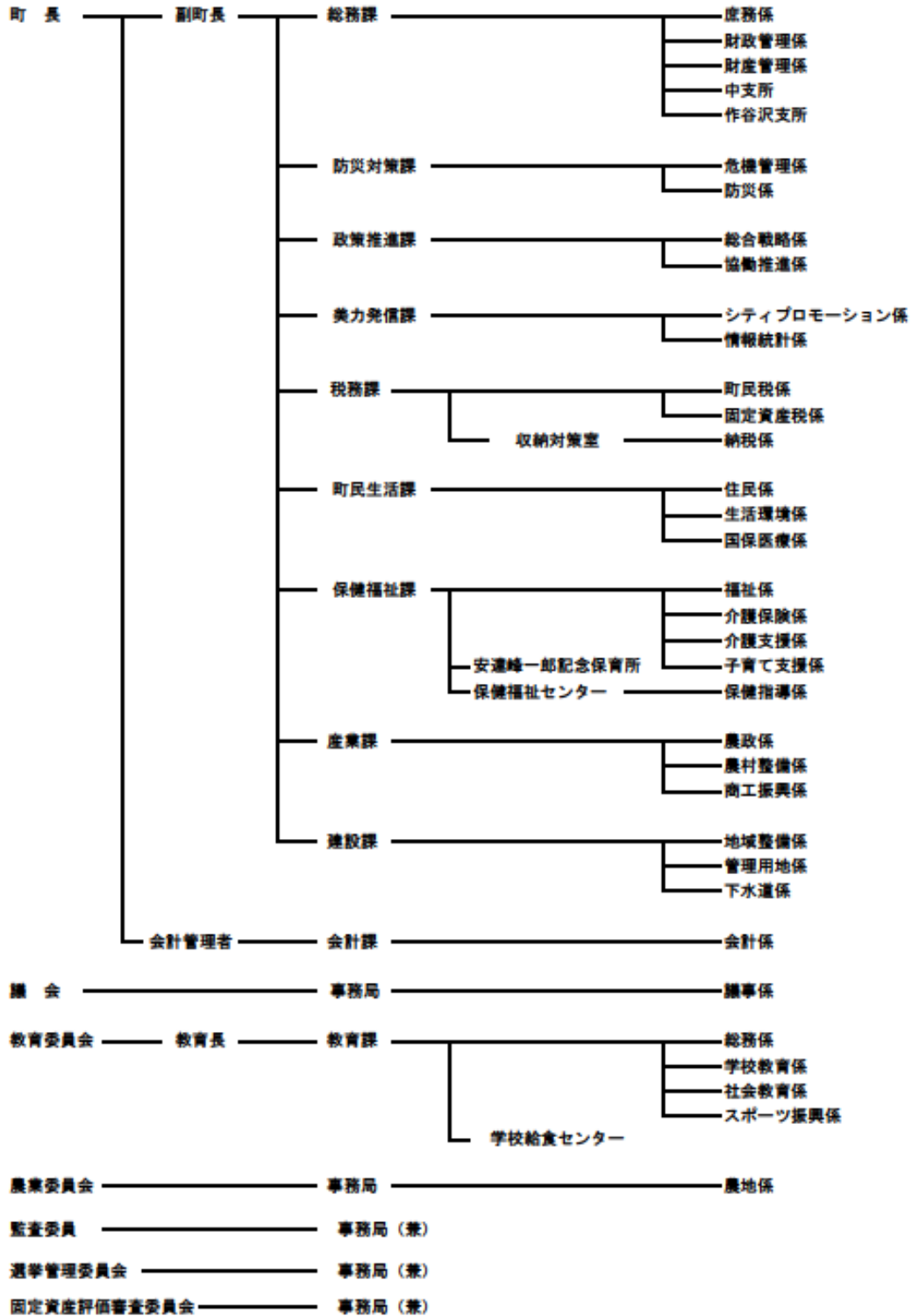
〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

電話 023-667-1111 FAX 023-667-1112

E-mail: soumu@town.yamanobe.yamagata.jp

→ 件名の先頭に「【職員採用】」を付してください。

組織機構図（令和7年4月1日現在）





山 辺 町